

許可指令書

神奈川県指令 資循第40616号
静岡県浜松市南区米津町2266番地の1

山吉建設株式会社
代表取締役 菅沼 孝之

令和4年8月17日付けで申請があった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定に基づき、平成29年11月28日付け神奈川県指令資循第40590号による許可を、別添の産業廃棄物収集運搬業許可証に記載のとおり更新して許可します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。

この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

令和4年11月22日

神奈川県知事 黒岩 祐 治



受領書

令和4年11月22日付け神奈川県指令資循第40616号の産業廃棄物収集運搬業許可指令書及び許可証を確かに受領しました。

令和 年 月 日

神奈川県知事様

住所	
名称	
受領者氏名	